

7. 病院群の構成等

別表

基幹型病院の名称（所在都道府県）：福岡徳洲会病院（福岡県）

基幹型又は地域密着型病院				協力型病院					臨床研修協力施設					研修プログラム	
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
福岡県	筑紫	福岡徳洲会病院 (病院施設番号: 030694)	×	福岡県	筑紫		福岡県立精神医療センター 太宰府病院 (病院施設番号:030696)		鹿児島県	奄美		徳之島徳洲会病院 (病院施設番号:030951)			
				鹿児島県	肝属		大隅産産病院 (病院施設番号:031123)		山形県	庄内		庄内余目病院 (病院施設番号:031060)			
				福岡県	福岡系島		福岡保養院 (病院施設番号:096101)		北海道	日高		日高徳洲会病院 (病院施設番号:031061)			
				長崎県	長崎		長崎北徳洲会病院 (病院施設番号:031125)		北海道	十勝		帯広徳洲会病院 (病院施設番号:031070)			
									北海道	南渡島		共愛会病院 (病院施設番号:031121)			
									山梨県	中北		白根徳洲会病院 (病院施設番号:031122)			
									山形県	最上		新庄徳洲会病院 (病院施設番号:031124)			
									新潟県	下越		山北徳洲会病院 (病院施設番号:032540)			
									鹿児島県	奄美		喜界徳洲会病院 (病院施設番号:033277)			
									鹿児島県	奄美		瀬戸内徳洲会病院 (病院施設番号:033278)			
									鹿児島県	熊毛		屋久島徳洲会病院 (病院施設番号:033279)			
									鹿児島県	奄美		沖永良部徳洲会病院 (病院施設番号:033280)			
									鹿児島県	奄美		与論徳洲会病院 (病院施設番号:033281)			
									沖縄県	宮古		宮古島徳洲会病院 (病院施設番号:033295)			
									埼玉県	秩父		皆野病院 (病院施設番号:041002)			
					鹿児島県	奄美		笠利病院 (病院施設番号:041003)							

基幹型又は地域密着型病院				協力型病院				臨床研修協力施設				研修プログラム			
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
									愛媛県	宇和島		宇和島徳洲会病院 (病院施設番号:041004)			
									沖縄県	八重山		石垣島徳洲会病院 (病院施設番号:041005)			
									埼玉県	南西部		国立保健医療科学院 (病院施設番号:056169)			
									福岡県	福岡糸島		山口医院 (病院施設番号:056477)			
									北海道	札幌		札幌南徳洲会病院 (病院施設番号:056506)			
									福岡県	福岡糸島		特別養護老人ホーム 花の季苑 (病院施設番号:066714)			
									鹿児島県	南薩		山川病院 (病院施設番号:076095)			
									鹿児島県	奄美		名瀬徳洲会病院 (病院施設番号:031000)			

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

徳洲会グループ病院の地域医療研修は平成6年よりスーパーローテーション研修プログラムの中で『へき地離島医療研修』として取り入れており、現在ではかなり実践的な内容となっております。この、医師不足地域であるへき地離島での研修（外来、病棟、訪問等）は、医療・福祉資源の限られた場で研修する事で、チーム医療での医師の役割を再認識し、将来の日本の縮図ともいえる少子高齢化の進んだ地域で初期臨床研修中に経験する、またとない機会でもあり、実際、経験した研修医の満足度も高いものとなっております。

基本的には、派遣元と派遣先の人的な交流・連携がある病院を優先していますが、派遣元病院でも研修医の能力について差があり、個々の研修医に対し適切な施設において研修を受けることができるように、複数の施設を一括して登録していますが、研修実施責任者も指導医講習会を受講している事や、受け入れ研修医の人数も過剰にならないよう配慮されており、十分な指導体制も確保されています。

また、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」に定める以下の要件に合致しているものと考えております。

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」

5. 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

テ

(イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。

①へき地・離島等を含めた医師不足地域における地域医療研修であること。

②（略）

③その他、基幹型病院と地域医療の上で連携が強く、十分な指導体制のもとで様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能であり、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を身に付けることのできる良質な研修が見込まれる場合であること。

- ※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。
- ※ 病院群を構成するすべての基幹型病院、地域密着型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。
- ※ 当該病院群に係るすべての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む）を「研修プログラム」欄に記入すること。